

工事請負契約書



注文者(甲)名 _____ 印 _____ 電話 _____
 住所 _____ FAX _____

請負者(乙)名 _____ 電話 _____
 代表者 _____ 印 _____ FAX _____
 住所 _____
 担当者名 _____

この契約書と添付の工事請負契約約款、設計図 2 枚、仕様書 2 冊、並びに請負代金内訳
 明細書 2 冊とによって工事請負契約を結ぶ。

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 工事種別 _____ 造 _____ 葺 _____ 建 _____ 延べ面積 _____ m²

4. 工 期 _____
 着工 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 完成 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 受け渡し日 完成より _____ 日以内

6. 請負代金 _____ 金 _____ 円也
 うち工事価格 ¥ _____ 円 取引に関わる消費税 ¥ _____ 円

※1(経過措置[平成24年8月22日改正消費税法附則第5条第3項]の適用を受ける場合)法の定める指定
 日以降に設計変更等により契約金額が増額し、契約の目的物の引渡時点の消費税率が変更となった場合
 には、増額部分につき引渡時点での消費税率を適用するものとします。

※2(経過措置[同上]の適用を受けない場合)工期の遅れ等(請負者の責めに帰すべき場合を除く)
 により、契約の目的物の引き渡し時点での消費税率が変更になった場合には、変更後の消費税率に基づ
 いて算出される消費税額との差額を決済するものとします

7. 支払い方法 _____
 ①この契約成立の時 ¥ _____ 円
 ②部分払い 中間 ¥ _____ 円
 () ¥ _____ 円
 () ¥ _____ 円
 ③完成引き渡しの時 ¥ _____ 円

8. 部分使用・部分引き渡し 有・無

9.解体工事等に要する費用等

この工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、別添第4号から6号のとおりとする。

10.瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無(有・無)

この工事が「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に定める特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合、講ずべき瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容(保証金の供託または責任保険契約の締結)は添付別紙のとおりとする。

11. 個人情報取り扱い

甲は甲宅建築にあたり、乙が甲の個人情報および個人データを甲宅建築に携わる建築設計事務所および下請業者・協力業者等の第三者に提供することにつきあらかじめ同意する。乙はこの個人情報および個人データを甲宅建築以外の目的で第三者に提供してはならない。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者が記名押印をして、各1通を保有する。

令和 年 月 日

注文者(甲) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

保証人を置く 同保証人 住 所 _____
場合 記載 氏 名 _____ 印

請負者(乙) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

保証人を置く 同保証人 住 所 _____
場合 記載 又は完成保証人 氏 名 _____ 印

(工事監理者をおく場合)

ここに工事監理者としての責務を負うために押印する

監理者(丙) 住 所 _____
氏 名 _____ 印